

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
のときは、
その翌日)

目 次

◆ 監査公告 監査結果の公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、石尾実ほか21名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

昭和43年9月30日

鳥取県監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

第1 監査の請求

鳥取市吉方476の3、石尾実ほか21名から次のとおり監査請求があった。

(監査請求文)

鳥取県職員措置請求書

鳥取県議会議長に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

鳥取県議会議長（以下単に議長という）は、昭和四十三年五月前後の時期に、鳥取県議会（以下単に県会という）自民党及び同社会党の議員一人当り一百万円の割り合に相当する金額三十七万円を議長交際費から支出したが、当該支出が県会の両会派に対して行なわれたものであれば、両会派は明らかに自民党及び社会党の一部分であるから、その支出は政治資金規制法に違反することとなり、又、議員個人に対して行われた支出であれば、地方自治法第二百三条乃至第二百四条の二に違反することとなる。又、議長交際費から各議員に対して中元としての支出が慣例になつてゐるなどの事実もあり、県議会議長によつて議長交際費から違法又は不当の支出が行なわれている疑が強いので、左の事項を監査し、違法又は不当な支出を禁止すると共に、既に行つた当該支出を弁済させ、県民に公開しないために違法又は不当支出を行う財源になりがちな議長交際費を大巾に削減する等の措置をこつずるよう請求する。

- (1) 鳥取県知事が当該金額を議長に支出した会計年度とその正確な日時。
- (2) 県議会議長が当該支出を行つた相手は県会の会派なのか又は議員個人であるのか、その正確な受取人。

- (3) 過去一年間に議長交際費から支出された中元及びこれに類する金品の贈与の事実、及びこれが慣例となつてゐるものであれば、慣例となつた時からの類似の支出の内容。

二 請求者

鳥取市吉方四七六ノ三

団体役員 石 尾

実

鳥取市行徳三三六の二

倉吉市下田中	団体役員	鈴木
米子市西倉吉町八五	団体役員	津村勝光
鳥取市亥好町二二七	団体役員	米村健
鳥取市立川町四丁目一三三	会社役員	河戸直美
鳥取市瓦町五七	会社役員	伊藤藤昭二
鳥取市西町三丁目一〇七	会社社長	森本久次
鳥取市賀露町一四四一	衣料商	伊谷周一
鳥取市旭町B2-10	組合役員	村田正己
鳥取市湖山町井津水区	失対労務者	岡田整
鳥取市賀露町七区	失対労務者	寺田梅乃
鳥取市賀露町六区	組合役員	山崎九六
鳥取市浜坂夕日ヶ丘	失対労務者	真田太郎

右地方自治法第二百四十二条第一項により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

昭和四十三年九月五日

鳥取県監査委員殿

第2 監査の結果
前記監査請求について、監査した結果を次により、請求人、議長、

境港市中町九五	失対労務者	桔梗安市
鳥取市賀露町一一八五	団体役員	田中大蔵
鳥取市卯垣一五四	日雇	佐竹吉堯
鳥取市吉方三〇四	団体職員	田中太郎
鳥取市西町三丁目二〇七	団体役員	山崎登
鳥取市湖山町白浜二九六〇の二〇八	主婦	野田和恵
鳥取市西町一ノ三〇三	団体役員	伊藤藤安子
	弁護士	君野駿平

議事事務局長あて通知した。

受監委第259号

昭和43年9月30日

殿

鳥取県監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

鳥取県職員措置請求について (通知)

昭和43年9月5日に請求のあつた鳥取県議会議長に関する措置請求について、地方自治法第242条第3項の規定に基づき監査したので、その結果を下記のとおり通知する。

記

1 請求の受理
本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

2 監査の実施
この監査にあつては、鳥取県議会の議員のうちから選任されている監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、自己の直接関係のある事件として除外することとした。したがつて、知識経験を有する者のうちから選任されている監査委員2名で行なつた。

監査は、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)および同事務局を主たる対象とし、その他出納室についても実施した。また、請求人に対しては、昭和43年9月19日証拠の提出および陳述の機会を与えた。

なお、監査にあつては、請求書の文面、請求人の提出した事実を証する書面ならびに請求人の陳述をもとに実施した。

(1) 監査対象事項

議長が、昭和43年5月前後の時期に、県会自民党および同社会党の議員1人当たり1万円の割合に相当する金額37万円を議長交際費から支出したが、当該支出が県会の両会派に対して行われたものであれば、両会派は明らかに自民党および社会党の一部であるから、その支出は政治資金規正法に違反することとなり、また、議員個人に対して行なわれた支出であれば、地方自治法第203条ないし第204条の2に違反することとなる。また、議長交際費から各議員に対して中元としての支出が慣例になつているなどの事実もあり、議長によつて議長交際費から違法または不当の支出が行なわれている疑いが強いので、(1) 鳥取県知事が当該金額を議長に支出した会計年度とその正確な日時。

(2) 議長が当該支出を行なつた相手は議会の会派なのかまたは議員個人であるのか、その正確な受取人。(3) 過去一年間に議長交際費から支出された中元およびこれに類する金品の贈与の事実およびこれが慣例となつているものであれば、慣例となつたときからの類似の支出の内容。を監査し、違法または不当な支出を禁止するとともに、すでに行なつた当該支出を弁済させ、県民に公開しないために違法または不当支出を行なう財源になりがちな議長交際費を大幅に削減する等の措置を講ぜられたという主張。

(2) 監査にあたり事情を聴取した者

ア 議長、副議長

イ 鳥取県議会自由民主党会長、同幹事長、日本社会党鳥取県議会議

員団会長、同幹事長

ウ 西村県議會議員

エ 議会事務局長、同総務課長、同前総務課長、同総務課長補佐

オ 知事、総務部長

カ 出納長、出納室長、同主査

3 監査の結果

監査の結果、前述2の(1)監査対象事項のところ述べている請求人の主張については後述するように(1)については、支出年度は昭和42年度、支出年月日は昭和43年5月23日であり、(2)については、請求に理由がな
いと認められたが、当該機関の事務処理に遺憾な点が認められ、また、(3)に
ついては、請求に理由があるものと認められた。

よつて、これらについては、その改善方につき必要な措置を講ずるよ
う「4 勧告要望」として関係機関に対し強く監査委員の意見を述べる
こととした。

以下請求事実の有無、関係者の説明ならびに監査委員の判断について
述べることにした。

(1) 請求事実の有無

2の(1)の主張にかかる事実を確認するため、まず県出納室に保管し
ている支出簿、資金前渡整理簿、支出支取書、資金前渡精算書等関係
諸帳簿、証拠書類および議会事務局に保管している歳出予算経理簿、
交際費出納簿、支出負担行為書、領収書等関係諸帳簿、証拠書類およ
び関係書類について精査するとともに、議長、副議長、鳥取県議会自
由民主党および日本社会党鳥取県議會議員団関係者、議会事務局関係
者から事情を聴取した。その結果、議長が交際費として鳥取県議会自

由民主党および日本社会党鳥取県議會議員団幹事長に支出した37万円
は、予算規則に基づき昭和42年度第1.4半期分として配当を受けた予
算のうちから議会事務局長の支出命令により、昭和43年5月23日に
出納室長が会計規則に基づき議長に支払った交際費の前渡資金87万5千
円のうちから支出したものと認められた。

したがつて、鳥取県職員措置請求書一(1)に該当する交際費の支出
年度は昭和43年度であり、(2)に該当する交際費の支出先は支払を証明
する書類では県議会の両会派の幹事長である。

その後、昭和43年6月10日に日本社会党鳥取県議會議員団幹事長か
ら西村議員分として1万円、昭和43年9月2日に同議員団会計幹事か
ら残額10万円が返れいされて議会事務局長にあずけられ、また、昭和
43年9月3日に鳥取県議会自由民主党幹事長から、すでに中央への陳
情経費として支出した4万5千円を差し引いた残額21万5千円が議会
事務局長にあずけられ、いずれも監査時現在議会事務局長が現金で保
管している事実が認められた。

しかしながら、議長の指示により昭和43年5月23日に各会派へ支出
したときの議会事務局総務課課長補佐の支払証明書および中央への陳
情経費として支出した4万5千円についての鳥取県議会自由民主党会
長および同幹事長の支払を証明した書類のほかは、その間の現金の授
受を実証するものはない。

次に、議長交際費から各議員に対して中元としての支出が慣例とな
っている事実については、鳥取県文書編さん保存規程で会計上の証拠
書類の保存期間を5か年保存と定めているので、この規定に基づいて
保存している昭和38年度以降の証拠書類により検証したところ、次表

のとおり中元および歳暮(以下中元等という。)を購入している事実が購入先の領収書等により確認され、このうちの一部が議員に贈られていることが購入何から立証された。

購入年月日	品名	数量	贈与先
38. 7. 5	2千円相当の品	40	県議会議員
38.12.10	"	39	"
39. 7. 7	3千円	39	"
39.12.18	2千円	39	"
40. 6. 25	"	58	県議会議員 報道関係者 その他
40.12.20	"	58	"
41. 7. 21	"	57	県議会議員 報道関係者 その他
41.12.19	"	52	県議会議員 報道関係者 その他
42. 7. 21	"	60	県議会議員 報道関係者 その他
42.12.23	3千円	54	県議会議員 報道関係者 その他
43. 7. 19	"	60	県議会議員 報道関係者 その他

なお、措置請求書一の(3)後段の中元およびこれに類する金品贈与の事実については、中元等を贈るのが昭和22年ごろからの慣例のようであるが、昭和37年度以前の証拠書類はすでに所定の文書保存期間を過ぎたもので廃棄処分しているため、その事実は確認できなかった。

(2) 関係者の説明

この事実および請求人の主張に対し、議長および副議長は、おおむね次のように説明している。

議長交際費は、議長のみで独占すべきものでなく、県政発展上プラスになるよう有効に使用するため、一応議会交渉団体である鳥取県議会自由民主党および日本社会党鳥取県議会議員団の長に渡すよう議会議務局長に指示して支出させたものである。各会派の上京日程等いちいち覚えていられないので、前渡しのかたちで支出した。それから先はどのように使われたかまだ精算をしていないので知らないが、各党の良識にまかせ交際費として有効に使われるよう期待している。

また、鳥取県議会自由民主党会長、同幹事長は、「26万円を受取ったことは事実で、党の会計とは別に帳簿を調整して経理している。すでにこのうち4万5千円は中央への陳情経費に支出したが、残額21万5千円は帳簿とともに議会議務局長に保管させている。」また、日本社会党鳥取県議会議員団会長、同幹事長は「議長の意を了として11万円を受け取ったことは事実である。西村議員には党内事情もあり幹事長が渡した。その他は党会計とは別にして会計幹事が保管していた。」また、昭和43年6月10日に西村議員分1万円および昭和43年9月2日に10万円を議会議務局長にあずけたことについては、「形式的にはあずけたが、真意は返上である。このような使途の明確でない交際費は、実質的には使うことはないだろう。」

なお、鳥取県議会自由民主党および日本社会党鳥取県議会議員団は、政治資金規正法の適用を受ける政党、協会その他の団体等の範囲に入るかどうかについては、両会派とも「議会内において組織する議員の団体であつて同法の適用は受けない。」としている。

次に、中元等の贈与の事実については、議長、副議長および議事
務局長は、おおむね次のように説明している。

「昭和22年ごろからの慣例で、以前は千円程度の品物を贈っていた
ようであるが、最近は千円程度の品物を贈っている。長い間の慣例
で、儀礼的、社交的にも贈つてさしつかえないものと思う。」

(3) 監査委員の判断

請求人の主張および請求の事実、議長、副議長、鳥取県議会自由民
主党ならびに日本社会党鳥取県議会議員団の会長、幹事長等の説明を
検討した結果、次のとおり判断する。

すなわち、請求事実の有無に述べているように、議長が会派に対す
る交際費として支出したこと、議事事務局職員の支払証明書および陳
情経費として4万5千円を支出したこと、鳥取県議会自由民主党会長、
同幹事長の支払を証明した書類のほかには、その間の現金の授受を実
証するものがなく、したがって、交際費本来の目的に反せず、しかも
効果的に使用されるよう、鳥取県議会自由民主党ならびに日本社会党
鳥取県議会議員団の幹事長に会派交際費として支出されたものか、ま
た、請求人が主張する政治資金規正法あるいは地方自治法第203条な
いし第204条の2の規定に違反する違法または不当な支出であつたか
どうかについては明らかでないが、議長の指示により、支払証明書をも
つて鳥取県議会自由民主党幹事長および日本社会党鳥取県議会議員団
幹事長に会派の交際費として支出していること、これを受領した鳥取
県議会自由民主党がすでに中央への陳情経費に使用したとする同党会
長および幹事長の事実証明がなされていること、および両会派を代表
する何人の受領証もないこと、未使用の金額が議事事務局長に一応返

されていること等を勘案すれば、これは議長が県政進展のため、より
効果的に交際費を使用する一手段として再前渡の形式をとつたものと
解せられる。このような取り扱ひの財務会計上の当否は別として交際
費の実質的な支払方法としては、議長が事務当局から受け取つて使用
する場合と職員に支払わせる場合とがあり、議長が受け取つて使用す
る場合も、議長が直接相手方に支払う場合と他を介して支払う場合と
がある。したがつて、議長が県議会内の会派を介して議長交際費を支
払つたこの方法をもつて、即、請求の要旨に述べられている政治資金
規正法に違反するものとは認められない。

このことは、各会派の幹事長が正當債主でないとする上述の見解に
よるものである。また、鳥取県議会自由民主党ならびに日本社会党鳥
取県議会議員団は、関係者の説明にもあるように、議会内において組
織する議員の団体で、もつぱら議会内において活動するものであり、
これら団体が政治資金規正法の適用を受けるかどうかについては、昭
和23年9月3日香川選管あて全選局長回答の行政実例もあり、議会外
において行う政治活動は、自由民主党鳥取県支部連合会、日本社会党
鳥取県本部として行なわれていることから同法の適用は受けな
いと解する。

なお、上述したところによつて承知されるように、議長の交際費は
議員個人に支出したことにはならないので、地方自治法第203条な
いし第204条の2の規定に違反することにもならない。

しかしながら、交際費をより有効に使用しようとする意図のもとに
行なわれたと思われる措置が、返つて住民の疑惑を招く結果となつた
ことはいなめない事実であり、従来からの情性もあつて、一定金額の

資金前渡を定例的(4半期ごと)に受けて形式的な精算を行なつていたがため、その経理事務処理に遺憾な点が見受けられたので、これらについては、「4 勧告要望」により関係機関にその是正改善を要望することとした。

次に議長が議員に中元等を贈つてゐること、これが慣例となつてゐることについては、議員外は別として次のように判断する。

中元等の贈与が、必ずしも地方自治法第203条および同法第204条の2の規定に抵触するいわゆるヤミ報酬につながるものとは解しがたない。議会においては長年の慣行として行なつてきており、行政処分取消等請求事件に係る最高裁判所判決(昭和39年7月14日)は、地方自治法第204条の2の規定に関し「社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り禁止するものではないと解するのが相当である。」という趣旨を述べており、また、自治省の行政実例等をも勘案して類推すると、その類も社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと解される。

しかしながら、議長が交際費から現職議員に中元等を贈ることについては、昭和28年7月1日「交際費の意義」についての行政実例その他によつて明らかなるように、外部との交際上要する経費をことさらに内部的なものにまでこれをおよぼすことは妥当でないので、今後はかかることのないよう後述「4 勧告要望」において厳に戒めるものとする。

また、請求の要旨のうちに、県民に公開しないために違法又は不当支出を行なう財源になりがちな議長交際費を大幅に削減することについて言及しているので検討を加えたが、個々の地方公共団体の規模、その他の実情によつて論じかねるものであり、また他との比較によつ

て適正な金額を具体的に判断することは困難で到底なしうることではなかつた。

しかしながら、交際費の性格から直接行政目的に充当されないこのような経費は極力節減を図ることが必要であると認め、これについても「4 勧告要望」において要望することとした。

4 勧告要望

以上の判断に基づいて関係機関に対し、次の点について将来を戒め勧告要望する。なお(2)の措置については、昭和43年10月7日までに回答されたい。

(1) 資金前渡の精算について

昭和43年度第1.4半期分として、昭和43年5月23日に前渡を受けた資金87万5千円は、当該第1.4半期の終了直後の昭和43年7月4日に全額支出済として精算がなされているが、このうちから党派に対する交際費として、前渡しされたもの一部32万5千円は、議会事務局長の手元に保管され、実質上は未精算と解せざるをえない。議長及び議会事務局長はすみやかに再精算し、当該支出した経費に戻入されたい。なお、知事は、今後交際費の取扱ひについては、誤解を招くおそれのないよう経理のあり方にとくに意を用い、昭和40年5月26日付自治省の各都道府県知事あて通達「交際費の取扱ひについて」の趣旨を充分にくみとり、経理の適正と明確を期せられたい。

(2) 従来から慣行として行なわれてきた議長から議員に贈らている中元等は、「当該団体を代表し又はその利益を図るために外部と公の交際する際に特に必要とする経費」(県出納室作成歳出予算科目区分表)としてゐる交際費の性格からしても妥当でないので、議長および議会

事務局長は今後これを廃止されたい。

(3) 議長交際費の適正な金額を具体的に判断することは困難であるが、議会費中に交際費の占める率は中国各県と比較して低率とは認められないので、交際費の性格上できるだけ節減されるよう要望する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価 一部一箇月三百円(送料を含む)】